

# 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会

## 中間報告

### 「幼児教育の無償化について」 (概要)

#### 1. はじめに

改正教育基本法、骨太の方針2006などを踏まえ、平成20年5月より有識者、地方公共団体からなる研究会での検討した結果を中間的に取りまとめた。

#### 2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性

幼児教育に関しては近年、①その重要性に関する認識が高まってきている、②実証研究や脳科学研究から教育的・社会経済的效果が明らかになった、③少子化対策としても経済的負担の軽減が求められている、④諸外国も無償化の取組を進めているとともに、OECD諸国の中でも我が国の幼児教育に対する支出は極めて低いことから、幼児教育の無償化は国家戦略上の喫緊の課題。

#### 3. 無償化の対象

##### (1) 総論

無償化の対象としては、幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要。

##### (2) 対象者

基本的には、①幼稚園、②「認定こども園」の幼稚園機能部分、③認可「保育所」に在籍する幼児を無償化の対象とする方向で検討すべき。なお、認可外保育施設については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

##### (3) 対象年齢

- ・幼稚園に在籍する幼児については、全ての幼稚園児（3～5歳児）を対象とする基本とすべき。認定こども園の幼稚園機能部分に在籍する幼児もこれに準ずる。
- ・保育所の幼児についても、3～5歳児は無償化の対象に含めるのが適当と考えられるが、認可外保育施設の扱いや保育制度における無償化の在り方と併せて、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

#### 4. 無償化の仕組み

##### (1) 無償化の仕組み

- ・ここでは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分の無償化の具体的な仕組みについて検討する。
- ・現行の機関補助と個人給付の二本立てによる幼児教育の振興を前提とした上で、

現行の幼稚園就園奨励費補助制度を基本としつつ、これを拡充した個人給付制度により実現することが適當。

- ・具体的には、次のような制度とする方向で検討すべき。(図表1)

①幼稚園就園奨励費補助制度を基本とした上で、幼児教育のための確実な支給等の観点から、幼稚園が代理受領できる制度とする。

②無償化の対象経費は、各施設における「入園料」と「4時間の保育を実現するための必要相当の保育料」の全国的な平均額を基準とする。

その際、教育の質を高める観点から、特色ある教育環境の整備等のために追加の費用を徴収することも可能とする方向で検討。

- ・また、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化(市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など)を含めて検討すべき。

## (2) 無償化に関する課題

### (ア) 教育の質の維持・向上について

自己評価等の実施と公表、幼稚園・保育所の教員や保育士等の合同研修の促進など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべき。

### (イ) 義務教育化について

現状では、保護者が施設に通わせずに教育を行うことを一律に否定して、施設における教育を制度として義務付けることは、国民的な合意が得られているとは言い難く、無償化後の幼児教育の普及状況や今後の国民的な議論を踏まえて検討していくべき。

### (ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について

国及び地方公共団体は、認定こども園制度の活用を含め、地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要。

## 5. 無償化の財源及び制度化の時期

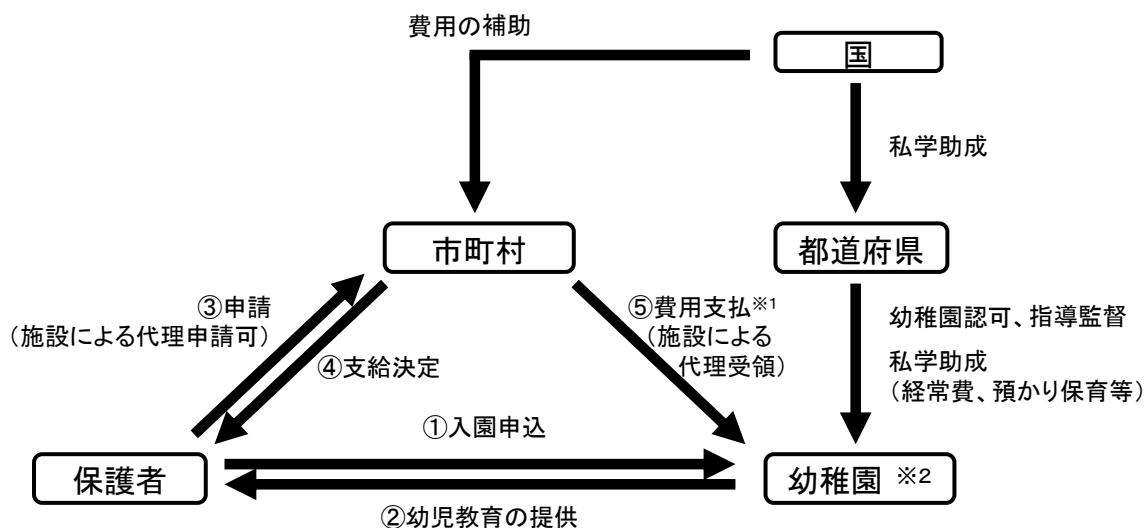
### (1) 財源

- ・必要となる追加公費の額は、国及び地方公共団体で合わせて、約7,900億円と推計される。(図表2, 3)
- ・幼児教育の無償化は、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、平成20年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」における少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適當。

### (2) 制度化の時期

- ・消費税を含む税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべき。
- ・無償化が実現するまでの間は、幼稚園就園奨励費補助制度の拡充などにより、幼児教育に関する財政措置を拡充していくことが必要。

(図表 1) 無償化の実施スキーム（私立幼稚園の場合）

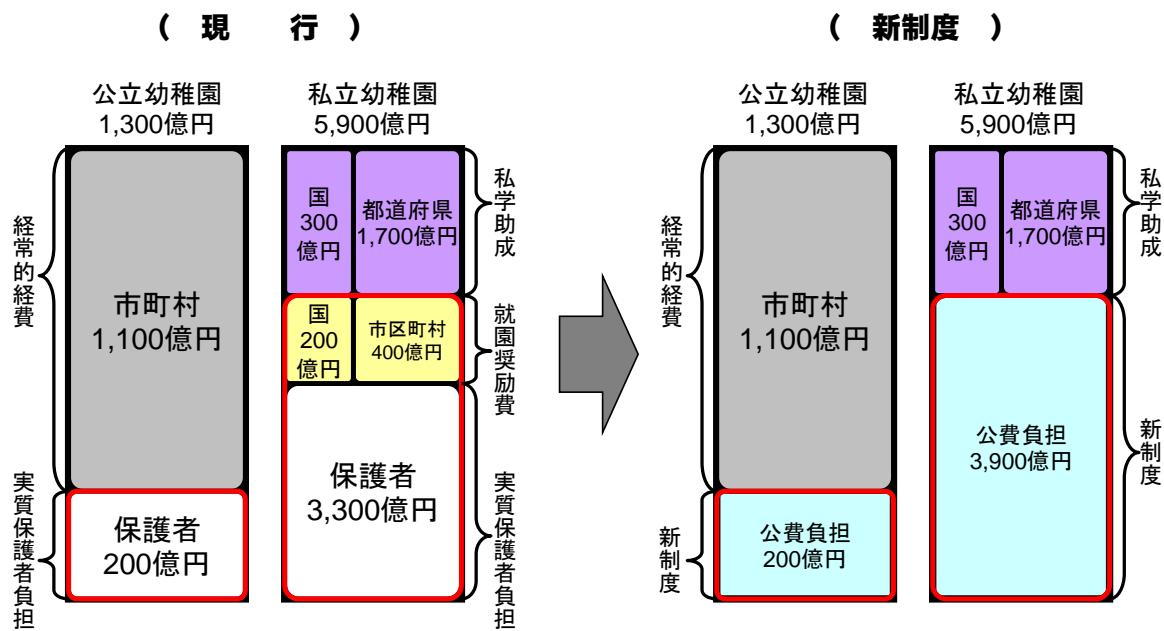


※1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。

※2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。

※3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

(図表2) 幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

(図表3) 無償化に要する追加公費（平成21年度ベース）

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位：億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。